

議案第90号

三田市ガラス工芸館の管理に係る指定管理者の指定について

三田市ガラス工芸館の管理に係る指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年11月28日提出

三田市長 森 哲 男

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

三田市ガラス工芸館

2 指定管理者となる団体

三田市学園三丁目1番A棟201号

特定非営利活動法人グラスクラフト協会

理事長 元 廣 幸 雄

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで